

物管理条例を制定

条例の主なもの

●大崎町法定外公共物管理条例の制定

これまで道路法、河川法の適用を受けない農道及び水路等の法定外公共物内の電柱、電話柱等の占用物にかかる占用料については、公共性が高いとの判断から、占用料を減免扱いとしていましたが、今回、管理条例を定め占用物にかかる占用料について、大崎町道路占用料徴収条例を準用し、法定外公共物内における占用料の徴収を見込んでいくことから、条例の制定を行うものです。（6ページを参照）

●大崎町職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき大崎町職員の給料月額等の改定を行うために本条例の一部を改正するものです。

●大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づき町長、副町長、教育長及び町議会議員の期末手当の支給率の改定を行うために本条例の一部を改正するものです。

●大崎町道路占用料徴収条例の一部改正

本条例に規定している電柱等の工作物や施設の設置により、町道を占用した場合の現在の占用料の単価を鹿児島県の単価に見直すことから、本条例の一部を改正するものです。

質…祭礼、縁日、その他の催しに際し、一時的に設ける看板や旗ざお等について、占用料の徴収方法や設置状況の把握はどのような方法で行うのか。

答…占用料の徴収については、町が後援または主催するイベントについては、従来どおり徴収はしない。ただし、民間の事業者が収益的活動を行う場合については、この条例に基づいて占用料を徴収することになる。また、設置状況の把握についても、これまでと変わりはないと考えているが、道路を占用するに当たって車や歩行者等の道路の交通に支障がある場合については、従来どおり行政指導を行うことが道路管理者としての責務だと思っている。

●大崎町行政財産の使用料徴収条例の一部改正

町の行政財産である公有地への電柱、電話柱等の占用物について、大崎町道路占用料徴収条例に基づく占用料を準用して徴収する改正を行うために本条例の一部を改正するものです。